

## 令和2年第1回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

令和2年3月9日（月曜日）午前9時 開議

- 日程第1 高橋勇樹君の議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 常任委員会委員の選任
- 日程第5 諸般の報告
- 日程第6 報告第1号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）
- 日程第7 本巢市選挙管理委員及び補充員の選挙
- 日程第8 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第9 議案第1号 本巢市監査委員の選任について
- 日程第10 議案第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第11 議案第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第12 議案第4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第13 議案第5号 本巢市教育委員会委員の任命について
- 日程第14 議案第6号 本巢市行政組織の改編に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第15 議案第7号 本巢市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第8号 本巢市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第9号 本巢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第10号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第11号 本巢市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第12号 本巢市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第13号 本巢市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第14号 本巢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第15号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第16号 本巢市市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第17号 公共下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第26 議案第18号 権利の放棄について
- 日程第27 議案第19号 本巢東辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第28 議案第20号 根尾東辺地に係る総合整備計画の変更について

- 日程第29 議案第21号 根尾西辺地に係る総合計画について  
日程第30 議案第22号 市道路線の認定及び廃止について  
日程第31 議案第23号 令和元年度本巢市一般会計補正予算（第6号）について  
日程第32 議案第24号 令和元年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について  
日程第33 議案第25号 令和2年度本巢市一般会計予算について  
日程第34 議案第26号 令和2年度本巢市国民健康保険特別会計予算について  
日程第35 議案第27号 令和2年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について  
日程第36 議案第28号 令和2年度本巢市企業用地造成事業特別会計予算について  
日程第37 議案第29号 令和2年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算について  
日程第38 議案第30号 令和2年度本巢市水道事業会計予算について  
日程第39 議案第31号 令和2年度本巢市下水道事業会計予算について  
日程第40 議員派遣について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

## 出席議員（16名）

1番	高橋勇樹	2番	今枝和子
3番	高田浩視	4番	寺町茂
5番	河村志信	6番	澤村均
7番	堀部好秀	8番	鏝本規之
9番	黒田芳弘	10番	臼井悦子
11番	道下和茂	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎

---

## 欠席議員（なし）

---

## 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	早川謙
教育長	川治秀輝	総務部長	畑中和徳
企画部長	大野一彦	市民環境部長	洞口博行
健康福祉部長	久富和浩	産業建設部長	原誠
林政部長	古沢弘康	上下水道部長	翠直樹
教育委員会 事務局長	溝口信司	会計管理者	加藤健二

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会議務局長 鷺見 誠

議会書記 大久保 守 康

議会書記 山本 憲

議会書記 松井 俊 英

---

## 開会の宣告

### ○議長（鐔本規之君）

ただいまから令和2年第1回本巢市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

---

## 日程第1 高橋勇樹君の議席の指定

### ○議長（鐔本規之君）

日程第1、高橋勇樹君の議席番号の指定を行います。

今回当選されました高橋勇樹君の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、1番に指定します。

---

## 日程第2 会議録署名議員の指名

### ○議長（鐔本規之君）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号13番 若原敏郎君と15番 上谷政明君を指名いたします。

---

## 日程第3 会期の決定

### ○議長（鐔本規之君）

日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月27日までの19日間とし、3月10日、3月12日から15日、18日から26日までを休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、先ほど申し述べたとおりとすることに決定いたしました。

---

## 日程第4 常任委員会委員の選任

### ○議長（鐔本規之君）

日程第4、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、去る2月17日付をもって議長において高橋勇樹君を予算決算委員会委員と総務企画委員会委員に指名し、選任しましたことを御報告いたします。

---

## 日程第5 諸般の報告

### ○議長（鰐本規之君）

日程第5、諸般の報告を行います。

私より報告をいたします。

それでは、出席しました主な会議について報告させていただきます。

2月4日、可児市において第283回岐阜県市議会議長会が開催され、瀬川副議長と出席しましたので、御報告いたします。

初めに会務報告があり、その後、議案の審議に入りました。

最初に、太陽光発電設備の立地規制等に関わる法整備等について、また豚肉の自給率向上に向けた豚コレラ対策について、また新たな過疎対策法の制定について、以上3件の議案が提出され、審議の結果、全て原案のとおり採択されました。

続いて、平成30年度岐阜県市議会議長会会計歳入歳出決算認定について及び平成30年度岐阜県市議会議長会慶弔基金会計歳入歳出決算認定について及び岐阜県市議会議長会慶弔基金の廃止に伴う会則等の改正及び残高の処理についての3議案が提出され、それぞれ提案説明があり、審議の結果、全て原案のとおり可決されました。

最後に、次期開催市を山県市に決定し、閉会しました。

以上、報告いたします。

なお、会議等の資料につきましては議会事務局に保管してありますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で議長報告を終わります。

次に、議会だより編集特別委員会の報告を臼井委員長をお願いいたします。

### ○議会だより編集特別委員会委員長（臼井悦子君）

それでは、議会だより編集特別委員会から報告します。

議会だより第65号につきましては、2月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配付されているところであります。

掲載内容につきましては、12月に開かれました第4回定例会の内容が主なものとなっております。表紙には、青少年育成地域づくり事業において行われた席田校区軽スポーツ交流会の写真を掲載しました。2ページからは、定例会で議決された補正予算の内容と主な議案について、一般質問、委員会活動、議員活動日誌、議員研修、審議結果の順に掲載しました。

今回は、令和元年12月19日、12月23日、令和2年1月8日、1月15日の計4回委員会を開催いたしました。

次回の議会だよりにつきましては、今定例会の内容を主なものとして、5月1日発行予定です。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告を終わります。

### ○議長（鰐本規之君）

次に、庁舎整備検討特別委員会の報告を道下委員長にお願いをいたします。

**○庁舎整備検討特別委員会委員長（道下和茂君）**

それでは、庁舎整備検討特別委員会の報告をいたします。

庁舎整備検討特別委員会では、合併特例債が活用できる令和5年度までの完成を目途とすることを確認し、まず庁舎建設候補地選定のため協議を行いました。協議方法につきましては、本巢市庁舎整備基本方針を踏まえ、それぞれの委員の意見集約のため候補地の評価を行い、12月には特別委員会委員以外の議員からも意見徴収を実施いたしました。

また、先進的事項の調査のため、垂井町及び三重県いなべ市へ行政視察を行いました。特別委員会としては、令和2年1月14日に5回目の特別委員会を開催し、慎重審議、議論の結果、賛成多数により国道303号の北側で樽見鉄道モレラ駅西側付近が望ましいと決定し、令和2年2月3日付で議長へ報告をいたしました。

なお、位置図及び意見集約については、御覧になりたい方は事務局に保管してありますので、申し出てください。

以上、庁舎整備検討特別委員会の報告といたします。

**○議長（鰐本規之君）**

次に、もとす広域連合議会報告を広域連合議長 大西徳三郎君にお願いをいたします。

**○16番（大西徳三郎君）**

それでは、報告をいたします。

令和元年第3回もとす広域連合議会臨時会が、会期を12月23日の1日限りとして本巢市役所真正分庁舎3階議場において開催されましたので、報告いたします。

臨時会では、協議案件1件、条例の一部改正1件と補正予算3件の計5件の議案が提出され、それぞれ審議を行いましたところ、全ての議案が原案のとおり可決されました。

次に、令和2年第1回もとす広域連合議会定例会が、会期を1月27日から2月6日までの11日間として本巢市役所真正分庁舎3階議場において開催されましたので、報告いたします。

定例会では、執行部から提出された8件の議案について審議が行われました。

議案については、条例の一部改正2件、令和元年度補正予算3件、令和2年度当初予算3件が提出され、条例の一部改正については所管する常任委員会に付託され、各常任委員会で審査の後、本会議にて審議され、全議案とも原案のとおり可決されました。

次に、補正予算及び当初予算については、それぞれについて提案説明があり、関係する常任委員会において付託後、審査または協議された後、本会議において審議され、原案のとおり可決されました。

以上、もとす広域連合議会の報告とさせていただきます。

なお、会議等の資料が御覧になりたい方は、議会事務局に保管してありますので申し出てくださいと思います。以上です。

**○議長（鰐本規之君）**

以上で諸般の報告を終わります。

---

## 日程第6 報告第1号（上程・説明）

### ○議長（鰐本規之君）

日程第6、報告第1号を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

### ○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第1号 専決処分の報告について。内容につきましては、公用車の事故に係る損害賠償でございます。

令和元年12月27日に本巣市政田地内において発生した公用車の事故につきまして、地方自治法第180条の第1項の規定により、令和2年2月10日に損害賠償金を18万8,760円と決定し、和解する専決処分をしましたので、同条第2項の規定により、これを報告させていただくものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、全国自治協会自動車損害共済により対応するものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

### ○議長（鰐本規之君）

補足説明を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

### ○総務部長（畑中和徳君）

それでは、報告第1号の補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の2ページ、専決処分書のほうを御覧いただきたいと思っております。

最初に、事故の概要を説明させていただきます。

昨年12月27日午前11時頃、社会教育課職員が公用車を運転いたしまして、成人式のイベント品回収のために本巣市政田地内のイオンタウン本巣内の駐車場に駐車し降車しようとした際、強風のあおりを受けまして運転席側のドアが勢いよく開いたため、隣に駐車してあった相手方の車両に接触させたものでございます。

次に、相手方でございますが、所有者は瑞穂市本田1588番地1の馬淵豊子氏でございます。運転者は同住所の馬淵明氏でございます。

次に、和解の内容ですが、先ほども市長から御説明がございましたように、損害賠償金18万8,760円を払い、相互にその他に何ら債権債務がないことを確認するものでございます。賠償金につきましては、全国自治協会自動車損害保険により対応するものでございまして、過失の割合につきましては市が100%でございます。

以上、報告第1号の補足説明とさせていただきます。

---

## 日程第7 本巣市選挙管理委員及び補充員の選挙

### ○議長（鰐本規之君）

日程第7、本巣市選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

初めに、本巣市選挙管理委員4名の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、指名の方法については、議長が指名することに決定しました。

本巣市選挙管理委員には、根尾宇津志54番地、高橋和夫氏、法林寺103番地1、高田敏幸氏、早野58番地、中島治徳氏、十四条844番地、伊藤美奈子氏、以上4名の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま私が指名した方を本巣市選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、高橋和夫氏、高田敏幸氏、中島治徳氏、伊藤美奈子氏、以上4名の方が本巣市選挙管理委員に当選されました。

次に、本巣市選挙管理委員補充員4名の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、指名の方法については、議長が指名することに決定しました。

本巣市選挙管理委員補充員には、第1順位、小柿220番地、安藤隆氏、第2順位、神海618番地、高橋卓郎氏、第3順位、上保180番地3、大熊秀敏氏、第4順位、根尾水鳥217番地、石川章氏、以上4名の方を指名します。

お諮りします。ただいま私が指名した方を本巣市選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



異議なしと認めます。したがって、第1順位、安藤隆氏、第2順位、高橋卓郎氏、第3順位、大熊秀敏氏、第4順位、石川章氏、以上4名の方が本巣市選挙管理委員補充員に当選されました。

ただいま当選されました方々の名簿を書記に配付させますので、しばらくお待ちいただきます。配付漏れはありませんか。  
なければ、次に移ります。

---

## 日程第8 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

### ○議長（鰐本規之君）

日程第8、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、指名の方法については、議長が指名することに決定しました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に、市長 藤原勉君を指名いたします。

お諮りします。ただいま私が指名した市長 藤原勉君を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、市長 藤原勉君が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

議会規則第31条の第2項の規定により、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選された市長 藤原勉君が議場におられますので、当選の告知をいたします。よろしく願いをいたします。

---

## 日程第9 議案第1号（上程・説明・質疑・討論・採決）

### ○議長（鰐本規之君）

日程第9、議案第1号を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

### ○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第1号 本巣市監査委員の選任についてでございます。

令和2年3月31日をもって任期が満了となる三田村晃司氏を再任したいので、地方自治法第196

条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鐔本規之君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第1号 本巣市監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

---

日程第10 議案第2号から日程第12 議案第4号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（鐔本規之君）

日程第10、議案第2号から日程第12、議案第4号までを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第2号から議案第4号につきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

まず、議案第2号、第3号につきましては、欠員となっております人権擁護委員について、山田郁恵氏、矢野博行氏をそれぞれ委員として推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

次に、議案第4号につきましては、令和2年6月30日をもって任期が満了となる長屋八代美氏の再任を推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

詳細につきましては、いずれも総務部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

議案第2号から議案第4号までの補足説明を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、議案第2号から議案第4号の人権擁護委員候補者の推薦についての補足説明をさせていただきます。

人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定におきまして、市町村長は当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民の中から、その市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員候補者の推薦をしなければならないと規定されております。

御承知のとおり、人権擁護委員は人権擁護法に基づきまして人権相談を受けたり、人権思想に関する啓蒙や宣伝、人権犯罪の救済のための調査や情報収集等の活動を頂いております民間ボランティアでございます。

本市におきましては、現在6名の方が人権擁護活動に御尽力いただいておりますが、人権擁護委員定数規定第1条関係の別表に、人口3万人以上4万人以下の市町村は定数が8名と規定されておりますことから、欠員が生じております2名の候補者を新たに推薦することについて意見を求めるものでございます。

また、本年6月30日をもって任期満了となります1名の候補者の再任の推薦につきまして、意見を求めるものでございます。

それでは、恐れ入りますが、議案の4ページ及び概要の2ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第2号では、山田郁恵氏の推薦をお願いするものでございます。

また、次の議案の3ページでございますが、議案第3号では矢野博行氏を、次に議案の4ページでございます。議案第4号では長屋八代美氏の再任をお願いするものでございます。

以上、議案第2号から議案第4号の補足説明とさせていただきます。

○議長（鰐本規之君）

議案第2号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第2号は委員会付託を省略することに決定しました。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより議案第2号を採決します。  
本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第2号については、原案のとおり同意することに決定しました。  
議案第3号を議題といたします。  
これより質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号については、委員会付託を省略したい  
と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第3号は委員会付託を省略することに決定しました。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより議案第3号を採決します。  
本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第3号については、原案のとおり同意することに決定しました。  
議案第4号を議題といたします。  
これより質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号については、委員会付託を省略したい  
と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第3号については、原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

午前9時59分 休憩

---

午前9時59分 再開

○議長（鐔本規之君）

再開をいたします。

ただいま私が読み間違いをいたしました。議案第4号とすべきところを3号と発言をいたしましたので、修正をお願いいたします。

---

日程第13 議案第5号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（鐔本規之君）

日程第13、議案第5号を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第5号 本巣市教育委員会委員の任命についてでございます。

令和2年3月31日をもって任期が満了となる村瀬里佳氏を再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鐔本規之君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第5号については、原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### 日程第14 議案第6号から日程第25 議案第17号まで（上程・説明）

##### ○議長（鐔本規之君）

日程第14、議案第6号から日程第25、議案第17号までを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

##### ○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第6号 本巣市行政組織の改編に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

幼児教育をより充実させるため、行政組織を改編することに伴い、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第7号 本巣市職員定数条例の一部を改正する条例についてでございます。

公共下水道事業を公営企業会計へ移行すること及び組織改編に伴い、職員定数の見直しを行う必要があるため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第8号 本巣市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方公務員法第31条の規定によるサービスの宣誓について、会計年度任用職員は常勤職員等の他の一般職の職員と異なる方法で行うこととするため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第9号 本巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により改正された地方公務員法に掲げるフルタイム会計年度任用職員について、補償基礎額を定める規定を新たに整備するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第10号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す

る条例についてでございます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律により、投票管理者等の費用弁償額が改正されたことから、当該費用弁償額を上限として報酬を支給するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第11号 本巢市基金条例の一部を改正する条例についてでございます。

森林環境譲与税活用基金及び根尾川花火大会基金を創設し、淡墨桜維持管理基金の名称及び設置の目的を変更するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第12号 本巢市印鑑条例の一部を改正する条例についてでございます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことに伴い、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第13号 本巢市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例についてでございます。

歯科診療について、歯科医師等の確保が困難な現状に鑑み、弾力的な運用をするため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第14号 本巢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正により、家庭的保育事業等における代替保育、食事の提供及び連携施設の確保について所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第15号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、内閣府令に準ずる規定に改めるとともに、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第16号 本巢市市営住宅条例の一部を改正する条例についてでございます。

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により、公営住宅法に定める公営住宅に不正に入居したものに対する請求額の算定に用いる利率の規定が改正されたため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第17号 公共下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

公共下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用し、公営企業会計へ移行するため、この条例を定めるものでございます。

以上、詳細につきまして、議案第6号から議案第11号までは企画部長から、議案第12号及び議案第13号は市民環境部長から、議案第14号及び議案第15号は健康福祉部長から、議案第16号は産業建設部長から、議案第17号は上下水道部長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

## ○議長（鰐本規之君）

議会が1時間を超えるようなことがありましたら暫時休憩としますので、よろしく願いをいたします。

議案第6号から議案第11号までの補足説明を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

## ○企画部長（大野一彦君）

それでは、議案第6号から議案第11号までの補足説明をさせていただきます。

恐れ入ります。議案の概要の4ページをお開き願います。

まず、議案第6号 本巢市行政組織の改編に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

1の制定の理由でございますが、幼小中一貫教育の連携強化によりまして、幼児教育をより充実させるため、幼児教育に関する業務を市長部局から教育委員会事務局に所管替えすることに伴いまして、所要の改定を行うものでございます。

次に、2の制定の内容でございますが、まず第1条関係といたしまして、本巢市部設置条例の一部改正でございます。部の分掌事務を規定しております第2条の健康福祉部の分掌事務から、幼児教育に関するものを削除するものでございます。また、第2条関係といたしまして、本巢市子ども・子育て会議条例の一部改正でございます。会議を庶務する部署を規定しております第8条におきまして、「健康福祉部子ども大切課」を「教育委員会幼児教育課」に改めるものでございます。

この条例の施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

次に、9ページをお開き願います。

議案第7号 本巢市職員定数条例の一部を改正する条例についてでございます。

まず1の改正の理由でございますが、公共下水道事業の公営企業会計への移行及び行政組織の改編によりまして、職員定数の見直しを行うものでございます。

次に、2の改正の内容でございますが、次のページに新旧対照表がございます。御覧をお願いいたします。

右が現行で左が改正案でございますが、まず区分の一番上の市長の事務部局でございます。幼児教育業務に携わる職員を教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関に移行すること、並びに公共下水道業務に携わる職員を公営企業化に伴い公営企業の事務部局に移行することなどによりまして、現行の216人を197人に。また、4段下の教育委員会の事務部局につきましては、幼児教育業務に携わる職員を市長の事務部局から移行することなどによりまして、現行35人を40人に。また、その下の教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関につきましては、幼児教育業務に携わる職員のうち保育士を市長の事務部局から移行すること、また新たに幼稚園長を任期付職員としたことなどによりまして、現行53人を69人にそれぞれ増員するものでございます。

また、2段下の公営企業の事務部局につきましては、公共下水道業務に携わる職員を市長の事務



部局から移行することによりまして、現行7人を9人に増員するとともに、兼任職員も現行3人を5人に増員するものでございます。

この条例の施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

次に、11ページをお開き願います。

議案第8号 本巣市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

まず1の改正の理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の改正により創設された会計年度任用職員制度による会計年度任用職員につきましては、制度導入前の任用形態や任用の手續が様々であることを鑑み、地方公務員法第31条の規定の基づくサービスの宣誓をそれぞれの会計年度任用職員にふさわしい方法で行うこととするため、この条例を定めるものでございます。

次に、2の改正の内容でございます。職員のサービスの宣誓について規定しております第2条に会計年度任用職員のサービスの宣誓については、一般職の職員のサービスの宣誓を明記した規定に関わらず、別段の定めをすることができる規定を追加するものでございます。

この条例の施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

次に、13ページをお開き願います。

議案第9号 本巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

まず1の改正の理由でございますが、フルタイム会計年度任用職員につきましては、常勤の職員と同様に給料等の支給対象となることから、補償基礎額について常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例によることとする規定を新たに整備するものでございます。

次に、2の改正の内容でございますが、給料を支給される職員に係る具体的な補償基礎額の算定方法につきましては、地方公務員災害補償法第2条第4項に規定する平均給与額の例により、実施機関が市長と協議して定める額とするものでございます。

この条例の施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

次に、15ページをお開き願います。

議案第10号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

まず1の改正の理由でございますが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正により、投票管理者等の費用弁償額（報酬額）でございますが、これが改正されましたことから、当該費用弁償額を上限として報酬を支給するため改正するものでございます。

次に、2の改正の内容でございますが、報酬の額を定めております別表におきまして、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、選挙長、開票管理者、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人、開票立会人及び選挙立会人の報酬額を国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で定める額以内で市長が別に定める額とするものでございまして、具体的には下段の表のとおり改めるものでございます。

この条例の施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

次に、18ページをお開き願います。

議案第11号 本巢市基金条例の一部を改正する条例についてでございます。

まず1の改正の理由でございますが、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの森林整備及びその促進に関する費用に充てるため創設されました森林環境譲与税を原資といたしまして、その促進に要する経費の財源に充てるために森林環境譲与税活用基金を、またふるさと納税制度を活用したふるさともとす応援寄附金を原資といたしまして、根尾川花火大会の事業に充てるために根尾川花火大会基金をそれぞれ創設いたしますとともに、文化観光資源たる淡墨桜を保護し、その地域の活性化に資することを目的としておりました淡墨桜維持管理基金を、淡墨桜の保護をより効果的に行うために基金の名称及び設置目的を変更するものでございます。

次に、2の改正の内容でございますが、まず第1条におきまして、基金の名称等を規定しております第2条の表に森林環境譲与税活用基金及び根尾川花火大会基金を新たに加えるものでございます。また、第2条では、淡墨桜維持管理基金を淡墨桜保護基金に名称変更いたしますとともに、その設置の目的を淡墨桜の保護に資するための資金に充てることを目的に変更するものでございます。

附則関係といたしまして、この条例の施行期日は、新設する基金を定めた第1条につきましては公布の日から、また名称及び目的の変更を規定しております第2条につきましては令和2年4月1日とするものでございます。

なお、第2条の規定の施行の際、改正前の淡墨桜維持管理基金に属する現金及び有価証券は、改正後の淡墨桜保護基金に属する現金及び有価証券とするものでございます。

以上、議案第6号から議案第11号までの補足説明とさせていただきます。

**○議長（鰐本規之君）**

暫時休憩といたします。

午前10時19分 休憩

---

午前10時39分 再開

**○議長（鰐本規之君）**

休憩前に引き続き議会を再開いたします。

議案第12号及び議案第13号の補足説明を洞口市民環境部長に求めます。

洞口市民環境部長。

**○市民環境部長（洞口博行君）**

それでは、議案第12号 本巢市印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元の議案の概要の24ページを御覧ください。

1の改正趣旨でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行によりまして、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことに伴いまして、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、権利の制限に係る

措置の適正化を図るため所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、第2条（登録資格）において、印鑑の登録を受けることができない者としていた成年被後見人を意思能力を有しない者とするものでございます。

また、第5条及び第6条においては、文言の整理を行うものでございます。

3の適用関係でございますが、この条例の施行期日につきましては、公布の日からとするものでございます。

次に、議案第13号 本巣市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元の議案の概要の27ページを御覧ください。

1の改正の趣旨でございますが、歯科医師等の確保が困難であることにより勤務時間等が流動的な現状に鑑みまして、条例で規定される診療時間等を弾力的に運営するため、所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、28ページのほうをお願いしたいと思います。

改正案の表でございますが、根尾診療所の歯科診療における診療日を月曜日から金曜日までの間で市長が別に定める日、また診療時間を午前8時30分から午後7時までの間で市長が別に定める時間に改正するものでございます。

27ページのほうにお戻りを願います。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日からとするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

#### ○議長（鰐本規之君）

続いて、議案第14号及び議案第15号の補足説明を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

#### ○健康福祉部長（久富和浩君）

それでは、議案第14号 本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元の議案の概要の29ページをお開きください。

まず1の改正の趣旨でございますが、国が定めます家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正が行われたことにより、家庭的保育事業における代替保育の提供に係る連携施設及び卒園後の受皿の提供についての基準緩和が図られたこと、また食事の提供につきまして、連携施設及び当該家庭的保育事業者等と同一、またはその関連法人が運営する事業所等以外の一定の条件を満たす事業者からの搬入が可能とされたことによりまして、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正内容でございますが、(1)は第6条関係の改正で、保育所等との連携の部分でございます。家庭的保育事業者等による代替保育の提供につきまして、保育所等の従来の連携施設の確保が著しく困難な場合に、家庭的保育事業等を行う事業所同士での連携協力を可能にするものでございます。また、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難な場合に、利用定員が

20人以上である企業主導型保育事業に係る施設、または市町村等が運営費支援等を行っている認可外保育施設であって市が適当と認める施設を新たに連携施設として規定し、これまでの基準を緩和するものでございます。

(2)は条例第16条関係の改正で、食事の提供の特例でございます。家庭的保育事業等を行う事業所への食事の提供に係る搬入施設に、保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している業者を追加するものでございます。

(3)は条例第45条関係の改正で、連携施設に関する特例でございます。満3歳以上の児童を受け入れている保育型事業所内保育事業所につきまして、市が適当と認めるものにつきましては、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保をしないことができることを規定するものでございます。

(4)は附則第3項関係の改正で、連携施設に関する経過措置でございます。家庭的保育事業者等が連携協力を行うべき施設の確保に関する経過措置が、平成27年度から5年間としておりましたが、さらに5年間の延長を行い10年間とするものでございます。

なお、適用関係でございますが、施行期日は公布の日からでございます。

続きまして、議案第15号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

お手元の議案の概要の35ページでございます。

1の改正の趣旨でございますが、国が定めます特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が一部改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正内容でございますが、(1)では子ども・子育て支援法の一部改正により、子育てのための施設等利用給付が創設され、新たな認定が設けられたことによりまして、国の基準に用いられております「支給認定」が、「教育・保育給付認定」とされたことに伴いまして、用語の整理を行うものでございます。

(2)は条例第13条関係の改正で、食事の提供に要する費用の範囲の変更でございます。幼児教育・保育の無償化に伴いまして、利用者負担額を支払う保護者の範囲を満3歳未満の保育認定こどもとし、3歳以上の保育認定こどもについては主食の提供に要する費用に加え、副食の提供に要する費用についてその保護者から支払いを受けることができることを規定するものでございます。

また、特定教育保育施設が利用者負担とは別に保護者から支払いを受けることができる食事の提供について、一定所得未満の世帯や小学校3年生までの子どもが同一世帯に3人以上いる場合の第3子以降の子どもに対する副食の提供に要する費用は対象外とするものでございます。

(3)は条例第42条関係の改正で、特定地域型保育事業者の連携施設の確保要件の緩和でございます。代替保育の提供及び卒園後の受皿の認定について、連携施設の確保が困難な場合、一定の要件の下、小規模保育事業者等からの確保を認めることを規定するものでございます。また、連携施設に係る経過措置が平成27年度から5年間としておりましたが、さらに5年間の延長を行い10年間とするものでございます。

なお、適用関係でございますが、施行期日は公布の日からでございます。

以上、補足説明を終わります。

**○議長（鐔本規之君）**

続きまして、議案第16号の補足説明を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

**○産業建設部長（原 誠君）**

それでは、議案第16号について、補足説明をいたします。

お手数ではございますが、議案の概要の68ページを御覧いただきたいと思います。

改正の趣旨といたしまして、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により、公営住宅法に定める公営住宅に不正に入居した者に対する請求額の算定に用いる利率の規定が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしまして、条例第41条に規定する住宅の明渡し請求について、不正に公営住宅に入居したものに対する請求額の算定に用いる利率を年5分の割合から法定利率に改正を行うものでございます。

適用関係といたしまして、民法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令により、施行期日を令和2年4月1日といたしております。

補足説明は以上でございます。

**○議長（鐔本規之君）**

最後になりますが、議案第17号の補足説明を翠上下水道部長に求めます。

翠上下水道部長。

**○上下水道部長（翠 直樹君）**

それでは、議案第17号 公共下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例についての補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の70ページをお開きください。

最初に、改正の趣旨でございますが、令和2年4月1日より本巣市公共下水道事業につきまして地方公営企業会計に移行することに伴い、関連する条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容でございますが、第1条関係といたしまして、本巣市水道事業減債基金条例の一部を改正するものでございます。これは、水道事業と同様に下水道事業においても企業債償還の資金に充当するため、利益剰余金の一部を積み立てられるよう改正するものでございます。

続きまして、第2条関係といたしまして、本巣市水道事業給水条例の一部を改正するものでございます。12月の条例改正におきまして、本巣市水道事業の設置などに関する条例を、本巣市水道事業及び下水道事業の設置などに関する条例に改めたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日は令和2年4月1日でございます。以上でございます。

日程第26 議案第18号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（鐔本規之君）

日程第26、議案第18号を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第18号 権利の放棄についてでございます。

債務者の所在が不明であることから回収が不可能な債権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鐔本規之君）

議案第18号の補足説明を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、議案第18号について、補足説明をいたします。

お手数でございますが、議案書44ページを御覧いただきたいと思っております。

債権放棄の内容は、旧雇用促進住宅駐車場使用料に係る債権を放棄するものでございます。債権放棄する金額は3,140円です。債権放棄の相手方は、住所不明、FERREIRA WILLIAM JOSE（フェレイラ・ウイリアム・ジョセ）氏でございます。

次に、お手数でございますが、議案の概要73ページを御覧いただきたいと思っております。

債権放棄に至る経緯といたしましては、平成21年8月、9月分の滞納額につきまして、これまで市が把握している住所地へ催告書等を郵送で送付しておりましたが、催告書が返戻されたことにより、令和2年1月10日、安八郡神戸町に住民票等謄本の交付申請を行ったところ、該当なしとの回答でありました。外国人のため戸籍がなく、私債権には強制徴収公債権とは異なり、国税徴収法第146条の2に基づく入国管理局における出入国記録の閲覧等の権限もないため、職員によるこれ以上の追跡調査は不可能であり、所在不明と判断し、本巢市債権管理マニュアルに基づき、所管する税務課から指導及び助言を受け精査した結果、当該債権の消滅を検討し、債務者が所在不明のため時効の援用は適用できず、債権免除の前提条件である地方自治法施行令第171条の6第1項に該当しないため適用できないことから、地方自治法第96条第1項第10号に基づく議会の議決を得て債権を放棄するものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（鐔本規之君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第18号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第18号については、原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### 日程第27 議案第19号から日程第29 議案第21号まで（上程・説明）

##### ○議長（鐔本規之君）

日程第27、議案第19号から日程第29、議案第21号までを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

##### ○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第19号 本巣東辺地に係る総合整備計画の変更についてでございます。

既に策定した本巣東辺地に係る総合整備計画について、市道及び林道における辺地対策事業債の予定額を増額するため、計画の変更について議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第20号 根尾東辺地に係る総合整備計画の変更についてでございます。

既に策定した根尾東辺地に係る総合整備計画について、市道、電気通信施設及び林道における辺地対策事業債の予定額を増額するため、計画の変更について議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第21号 根尾西辺地に係る総合計画についてでございます。

現在の根尾西辺地に係る総合整備計画の期間が令和元年度で終了するため、新たな計画の策定について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、いずれも企画部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

##### ○議長（鐔本規之君）

議案第19号から議案第21号までの補足説明を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

#### ○企画部長（大野一彦君）

それでは、議案第19号から議案第21号までの補足説明をさせていただきます。

まず議案第19号につきましては、本巣東辺地計画の変更でございまして、今回事業の見直し並びに事業年度の変更などによりまして、計画の変更を行うものでございます。

変更の内容につきましては、議案の概要の75ページを御覧願います。

総合整備計画変更参考資料の新旧対照表でございまして、左が変更前、右が変更後となっております。

初めに、区分2の公共的施設の整備を必要とする事情でございまして、世帯数の増加に伴いまして145世帯を148世帯に変更するものでございます。

続きまして、3の公共的施設の整備計画でございまして、まず市道につきましては、主に長谷地内の市道本巣3017号線につきまして、新たに舗装工事が必要となりましたことから、新規事業と計画することなどによる事業費の増額によりまして、トータルとして辺地対策事業債の予定額を4,830万円増額し、1億3,600万円とするものでございます。

また、林道につきましては、小倉地内の林道宮谷金坂線及び川内地内の林道松尾名古屋洞線におきまして、のり面改良工事が必要となりましたことから、新規事業として計画することなどによる事業費の増額によりまして、トータルとして辺地対策事業債の予定額を750万円増額し、1,560万円とするものでございます。

次に、議案第20号につきましては、根尾東辺地計画の変更でございまして、今回事業の見直し並びに事業年度の変更などによりまして、計画の変更を行うものでございます。

変更の内容につきましては、議案の概要の77ページを御覧願います。

総合整備計画変更参考資料の新旧対照表でございまして、初めに2の公共的施設の整備を必要とする事情でございまして、世帯数の減少に伴いまして、59世帯を54世帯に変更するものでございます。

続きまして、3の公共的施設の整備計画でございまして、まず林道につきましては松田地内の市道根尾36号線に係る松田橋につきまして、修繕する必要が生じたことから、新規事業として計画することにより辺地対策事業債の予定額として新たに3,060万円を計上するものでございます。

次に、その下の電気通信施設につきましては、防災行政無線における機器を国の基準の変更によりまして更新する必要が生じたことから、新規事業として計画することにより辺地対策事業債の予定額として新たに790万円を計上するものでございます。

林道につきましては、奥谷地内の林道伊自良根尾線の工法変更、また上大須地内の林道折越線に係る橋梁につきまして、新たに修繕する必要が生じたことなどによりまして、辺地対策事業債の予定額を3,340万円増額し、4,770万円とするものでございます。

次に、議案第21号につきましては、根尾西辺地に係る総合整備計画の策定でございまして、平成



27年3月の議会定例会におきまして計画の議決を頂きましたが、計画期間が令和元年度をもちまして終了となりますことから、今回新たに令和2年度から令和6年度までの5か年の計画を策定するものでございます。

本辺地の区域につきましては、議案の概要の78ページの事業計画位置図に太線で囲ってございまして、根尾長嶺以北から根尾大河原までの8地区でございます。

恐れ入ります、議案のつづりの50ページをお開き願います。

整備計画に掲げる事業といたしましては、3の公共的施設の整備計画の項目中、まず市道についてでございますが、黒津地内の市道根尾83号線災害防除事業と黒津から越波地区の市道根尾83号線舗装事業及び長嶺地内の市道根尾75号線と能郷地内の市道根尾81号線に係るそれぞれの橋梁修繕事業を計画しておりまして、事業費を1億2,600万円といたしております。

次に、林道につきましては、越波地内の林道折越線改良事業を、能郷地内の林道檜ヶ島線の舗装事業を計画しておりまして、事業費は3,007万7,000円とございまして、市道及び林道を合わせた総事業費を1億5,607万7,000円といたしております。各事業の施工場所につきましては、先ほど御覧いただきました事業計画位置図に記載させていただいております。

以上、議案第19号から議案第21号までの補足説明とさせていただきます。

---

#### 日程第30 議案第22号（上程・説明）

##### ○議長（鰐本規之君）

日程第30、議案第22号を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

##### ○市長（藤原 勉君）

それでは提案説明を申し上げます。

議案第22号 市道路線の認定及び廃止についてでございます。

橋梁の廃止に伴い市道路線を認定及び廃止するとともに、民間の開発行為により市に寄附される道路を市道路線に認定したいので、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

##### ○議長（鰐本規之君）

議案第22号の補足説明を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

##### ○産業建設部長（原 誠君）

それでは、議案第22号について補足説明をいたします。

議案の概要の79ページ、認定・廃止する路線説明を御覧ください。

市道本巢3118号線は、平成24年度より日当地内の3118号の1号橋を橋梁の経年劣化による崩壊のため通行止めの措置としておりましたが、平成30年度実施の橋梁点検の判定結果が4判定であったため、令和元年度に撤去いたしましたので、82ページを御覧ください。

認定する路線図のとおり、終点を日当字村前道下1203番地先までとして新たに本巢3118号線として認定し、87ページを御覧ください。

廃止する路線図のとおり、現況の路線を廃止するものでございます。

続きまして、83ページにお戻りください。

認定する路線図のとおり、糸貫三橋地内の6戸の専用住宅分譲に伴い、都市計画法による開発行為によって整備された道路であり、起点は三橋字東瀬古325番9地先から、終点、同番7地先までを市道糸貫4233号線として認定をお願いするものでございます。

次に、84ページを御覧ください。

認定する路線図のとおり、真正政田地内の4戸の専用住宅分譲に伴い、市土地開発事業の調整に関する規則による土地開発事業によって整備された道路で、建築基準法の規定により道路の位置の指定を受けており、起点は政田字清水1688番5地先から、終点、1689番2地先までを真正2378号線として認定をお願いするものでございます。

次に、85ページを御覧ください。

認定する路線図のとおり、真正宗慶地内の6戸の専用住宅分譲に伴い、市土地開発事業の調整に関する規則による土地開発事業によって整備された道路で、建築基準法の規定により道路の位置の指定を受けており、起点は宗慶字田中572番5地先から、終点、同番1地先までを市道真正3420号線として認定をお願いするものでございます。

補足説明は以上でございます。

---

### 日程第31 議案第23号及び日程第32 議案第24号（上程・説明）

#### ○議長（鰐本規之君）

日程第31、議案第23号 令和元年度本巢市一般会計補正予算（第6号）について及び日程第32、議案第24号についてを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

#### ○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第23号 令和元年度本巢市一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ29万円を追加するものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、子ども・子育て支援臨時交付金及び学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の新規計上、ふるさとともとす応援寄附金の増額、財政調整基金繰入金及び合併特例債を減額するものでございます。

また、歳出の主なものとしたしましては、ふるさと納税推進事業費等の増額、また国民健康保険特別会計（事業勘定）への繰出金、また重度心身障害者医療費及び母子家庭等医療費の増額、PA周辺公園整備事業における公園整備工事の減額、学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業における小・中学校施設改修工事費を増額するものでございます。

また、市道の新設及び改良等に係る工事ほか主にインフラ関連事業を中心に、さらに学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業等につきまして、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、議案第24号 令和元年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,083万1,000円を追加するものでございます。

歳入といたしましては、県補助金及び他会計繰入金を増額するものでございます。

また、歳出といたしましては、医療費の増加に伴い一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費を増額するものでございます。

以上の議案第23号の詳細につきましては副市長から、議案第24号の詳細につきましては市民環境部長よりそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、議決賜りますようお願いを申し上げます。

#### ○議長（鰐本規之君）

議案第23号の補足説明を早川副市長に求めます。

早川副市長。

#### ○副市長（早川 謙君）

それでは、議案第23号 令和元年度本巢市一般会計補正予算（第6号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

補正予算書1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174億395万1,000円とするものでございます。

続きまして、6ページをお開き願います。

第2表といたしまして、繰越明許費の追加をお願いするものでございます。追加をお願いします9事業のうち、農業用・排水路整備事業から社会資本整備総合交付金事業の6事業につきましては、工法の見直し、河川協議、資材の調達、工程の見直し、地権者との交渉などに日数を要するなど年度内の完成が見込めないことから、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

小型動力ポンプ積載車購入事業につきましては、ベースとなる車両の調達に日数を要することから、納車が見込めないため繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

下から2つの小学校及び中学校の学校情報通信ネットワーク環境整備事業につきましては、国の令和元年度の補正予算第1号において、児童・生徒1人1台のパソコン・タブレットの導入に向けて校内通信ネットワークの環境整備に対する予算が計上されましたが、本市の学校の施設改修にお

いて年度内の実施が見込めないことから、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、7ページを御覧願います。

第3表といたしまして、地方債の補正をお願いするものでございます。

1の追加としまして、小学校教育施設等整備事業債及び中学校教育施設等整備事業債につきましては、繰越明許費で御説明しました児童・生徒1人1台のパソコンの導入に向けた校内の通信ネットワークの環境整備費に係る地方債として、小学校分の限度額2,880万円、中学校分の限度額1,510万円の設定をお願いするものでございます。

2の変更の合併特例債につきましては、パーキングエリア周辺公園整備事業において造成に係る盛土材について岐阜県から公共工事の残土を受け入れることにより、事業費が減額となりますことから、1億5,620万円を減額し、限度額を5億3,980万円とするものでございます。

次に、10ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書によりまして、主なものを御説明申し上げます。

市税、入湯税、1目の入湯税でございますが、イオンタウン内にありますぬくいの湯が昨年12月より温泉施設となりましたことから、入湯税613万6,000円を増額するものでございます。

中段の地方特例交付金、1目の子ども・子育て支援臨時交付金でございますが、幼児教育・保育無償化に伴います市負担分が特例交付金として交付されますことから、交付金2,500万円を補正するものでございます。なお、次年度以降につきましては、普通交付税により交付されることとなります。

11ページを御覧願います。

国庫支出金、国庫補助金、5目の教育費国庫補助金でございますが、繰越明許費及び地方債の補正において説明させていただきました児童・生徒1人1台のパソコンの導入に伴います学校内の通信ネットワークの環境整備に係る国庫補助金で、小学校費補助金2,975万3,000円、中学校費補助金1,560万2,000円を補正するものでございます。なお、補助率は2分の1となります。

寄附金、5目の教育費寄附金でございますが、昨年の台風21号により被災しました淡墨桜の保護に対する自治会などからの寄附金359万1,000円を増額するものでございます。

12ページをお開き願います。

寄附金、6目のふるさととす応援寄附金でございますが、ふるさと納税制度に基づく寄附額の増加に伴いまして、寄附金1億2,000万円を増額するものでございます。

一番下の諸収入、雑入、7目の雑入でございますが、市有物件災害保険金としまして、昨年の台風21号で被害を受けました公共施設、真正分庁舎、糸貫分庁舎、糸貫ぬくもりの里、真正中学校、席田小学校の復旧に係る災害保険金577万4,000円を補正するものでございます。

14ページをお開き願います。

歳出の事項別明細書によりまして、主なものを御説明申し上げます。

総務費、総務管理費、5目の財産管理費でございますが、ハビックス株式会社より車両の寄附を受けましたので、購入を予定しておりました車両購入費136万9,000円を減額するものでございます。

その下、6目の企画費でございますが、歳入のふるさととす応援寄附金の増額に伴いまして、需用費の消耗品費、返礼品など4,326万4,000円及び役務費の通信運搬費など169万4,000円を増額するものでございます。

民生費、社会福祉費、5目の福祉医療費でございますが、重度心身障害者及び母子家庭等医療費において、医療費の増加に伴い扶助費780万1,000円を増額するものでございます。

15ページを御覧願います。

農林水産業費、林業費、4目の森林環境譲与税活用基金費でございますが、本定例会の議案として基金条例の改正をお願いしているところでございますが、森林環境譲与税を受けて実施しました事業の事業費と譲与税額との差額分を基金に積み立て、次年度以降に活用するため積立金400万円を補正するものでございます。

その下、商工費、6目の根尾川花火大会基金費でございますが、こちらも議案として基金条例の改正をお願いしているところでございますが、ふるさととす応援寄附金制度の応援メニューの一つである本巢市イベント応援根尾川花火大会に対し御寄附を頂きました寄附金から返礼品手数料などの経費を差し引きました寄附額の2分の1に相当する額を積み立てるための積立金450万円を補正するものでございます。

16ページをお開き願います。

土木費、公園費、1目の公園費でございますが、地方債の補正において説明しましたパーキングエリア周辺公園整備事業について、造成に係る盛土材について岐阜県から公共工事の残土を受け入れることにより事業費が減額となりましたことから、工事請負費1億7,015万1,000円を減額するものでございます。

中段の10款の教育費のうち、小学校費、1目の学校管理費及び中学校費、1目の学校管理費でございますが、繰越明許費の補正で御説明しましたとおり、児童・生徒1人1台のパソコンの導入に向けた小学校及び中学校の通信ネットワークの環境整備に対する工事請負費としまして、小学校の施設改修5,892万3,000円及び中学校の施設改修3,089万8,000円を補正するものでございます。

なお、本巢市議会定例会議案の概要の87ページの後ろに別冊としてつけてあります令和元年度3月補正予算案の概要も併せて御覧いただければと存じます。

以上、議案第23号 令和元年度本巢市一般会計補正予算（第6号）の補足説明とさせていただきます。

#### ○議長（鐺本規之君）

続きまして、議案第24号の補足説明を洞口市民環境部長に求めます。

洞口市民環境部長。

#### ○市民環境部長（洞口博行君）

それでは、議案第24号 令和元年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、補足説明させていただきます。

お手元の補正予算書の1ページを御覧ください。

補正額につきましては、第1条でございますが、事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,083万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ36億2,495万2,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書にて説明させていただきます。

初めに歳入でございますが、6ページを御覧ください。

4款1項2目の保険給付費等交付金の3,344万5,000円の増額につきましては、一般被保険者の療養給付費及び高額療養費が増加したことにより、普通交付金を増額するものでございます。

次に、6款1項の他会計繰入金につきましては、軽減対象世帯数の増によりまして保険基盤安定繰入金保険税軽減分として475万円を、軽減対象世帯に属する被保険者数の増により保険基盤安定繰入金保険者支援分として263万6,000円をお願いするものでございます。

次に、歳出でございます。7ページをお願いいたします。

2款1項1目の一般被保険者療養給付費1,433万3,000円、2款2項1目の一般被保険者高額療養費1,911万2,000円につきましては、医療費の増加に伴いまして増額をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

---

### 日程第33 議案第25号から日程第39 議案第31号まで（上程・説明）

#### ○議長（鰐本規之君）

日程第33、議案第25号 令和2年度本巣市一般会計予算から日程第39、議案第31号までを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

#### ○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず議案第25号 令和2年度本巣市一般会計予算についてでございます。

一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ175億7,000万円でございます。前年度予算額に比べ6億9,000万円、4.1%の増額でございます。

歳入の主なものといたしましては、市税が総額53億5,919万2,000円でございます。市税につきましては、主に固定資産税における新築家屋等の増により5,059万5,000円の増額となっております。

地方消費税交付金につきましては、消費税の増税等により1億4,900万円の増を見込み、7億6,700万円を計上しております。

地方交付税につきましては、9,000万円増の38億2,000万円でございます。

国庫支出金につきましては、総額14億2,744万2,000円でございます。主に障害児施設給付費等負担金1,138万3,000円の増及び社会資本整備総合交付金3,320万4,000円の増により、前年度予算額より3,389万8,000円の増額となっております。

県支出金につきましては、総額9億1,250万5,000円でございます。主に元気な農業産地構造改革

支援事業費補助金2,522万1,000円の皆減、競争力強化生産総合対策条件整備事業費補助金7,560万円の皆減により、前年度予算額より7,125万5,000円の減額となっております。

寄附金につきましては、総額4億1,470万3,000円でございます。主にふるさととす応援寄附金2億5,000万円の増により、前年度予算額より2億4,973万1,000円の増額となっております。

繰入金につきましては、総額9億7,936万2,000円でございます。主に財政調整基金繰入金5,600万円の増、森林環境譲与税活用基金繰入金400万円の皆増、根尾川花火大会基金繰入金450万円の皆増、数学のまちづくり基金繰入金720万円の増により、前年度予算額より8,475万6,000円の増額となっております。

市債につきましては、総額20億2,220万円でございます。主に緊急自然災害防止対策事業債1億1,410万円の皆増、緊急しゅんせつ推進事業債6,640万円の皆増、緊急防災・減災事業債7,150万円の減、学校教育施設等整備事業債8,780万円の増、合併特例債1億4,520万円の減などにより、前年度予算額より1億5,010万円の増額となっております。

次に、歳出の主なものとしたしましては、総務費関係では、公共施設等総合管理計画フォローアップ事業に715万円、庁舎整備事業に6,188万2,000円、第2次総合計画後期基本計画策定事業に1,255万1,000円、ふるさと納税促進事業に2億1,641万6,000円を計上しております。

民生費関係では、介護・訓練等給付費に5億5,300万円、シニア元氣いきいき支援事業に891万7,000円、高齢者先進安全自動車等購入費補助事業に300万円を計上しております。

衛生費関係では、産後ケア事業に248万2,000円、乳がん検診web予約事業に65万円、がん患者の療養生活の質の向上を図るための医療用ウィッグの購入費助成事業に5万円を計上しております。

農林水産業事業費関係では、ジビエ処理加工施設増築工事に係る経費に対する補助金を交付する鳥獣被害防止総合対策整備事業に306万8,000円、スマート農業技術導入支援事業補助金に462万円、森林環境譲与税事業に3,996万円を計上しております。

商工費関係では、企業立地促進奨励金交付事業に1億1,324万4,000円、企業用地造成事業特別会計への繰出金に3億8,699万9,000円を計上しております。

土木費関係では、長良糸貫線道路整備事業に3億9,675万円、PA周辺公園整備事業に2億8,027万2,000円、その他道路新設改良事業等を引き続き推進するための予算を計上しております。

消防費関係では、岐阜市への消防事務委託事業に5億8,142万3,000円、防災情報システム導入事業に2,284万6,000円、国土強靱化地域計画策定事業に790万円を計上しております。

教育費関係では、教科専門指導員配置事業に3,120万7,000円、スクールロイヤー配置事業に39万6,000円、義務教育学校改修事業に1,365万8,000円、真桑幼稚園整備事業に6億7,232万6,000円、幼稚園施設防犯カメラ設置事業に1,049万4,000円、ウォーキング・ランニングのまちづくり事業に1,061万2,000円、学校給食センター調理業務等委託事業に1億4,308万8,000円を計上しております。

以上、一般会計予算の詳細につきましては、改めて後日開催されます予算決算委員会等で副市長から御説明を申し上げますのでよろしくお願いたします。

次に、議案第26号 令和2年度本巣市国民健康保険特別会計予算についてでございます。

事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ35億5,000万円となり、前年度予算に比べ1,000万円の増額となっております。増額の要因としましては、主に1人当たり医療費の増に伴う療養給付費の増によるものでございます。

次に、施設勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,300万円となり、前年度予算に比べ1,100万円の減額となっております。減額の要因としましては、主に診療収入の減によるものでございます。

次に、議案第27号 令和2年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億5,300万円となり、前年度予算に比べ4,500万円の増額となっております。増額の要因としましては、主に被保険者数の増に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増によるものでございます。

以上、議案第26号及び第27号の2議案の詳細につきましては、改めて後日の予算決算委員会等で市民環境部長から詳細を御説明申し上げます。

次に、議案第28号 令和2年度本巢市企業用地造成事業特別会計予算についてでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億700万円となり、前年度予算に比べ3億7,200万円の増額となっております。増額の要因としましては、主に土地購入費の皆増によるものでございます。

詳細につきましては、後日の予算決算委員会等で産業建設部長から御説明を申し上げます。

次に、議案第29号 令和2年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億2,900万円となり、前年度予算に比べ9,100万円の減額となっております。減額の要因としましては、主に東海環状自動車道整備に伴う管路移転補償工事費の減によるものでございます。

次に、議案第30号 令和2年度本巢市水道特別会計予算についてでございます。

収益的収入及び支出につきましては、収入・支出それぞれ8億6,900万円となり、前年度予算に比べ1億1,400万円の減額となっております。減額の要因としましては、主に東海環状自動車道整備に伴う補償工事費の減によるものでございます。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入は4億210万7,000円となり、前年度予算に比べ3,216万2,000円の減額となっております。減額の要因としましては、これも主に東海環状自動車道整備に伴う工事負担金の減によるものでございます。

資本的支出は7億8,637万8,000円となり、前年度予算に比べ2,167万円の減額となっております。減額の要因としましては、これも東海環状自動車道整備に伴う建設改良費の減によるものでございます。

次に、議案第31号 令和2年度本巢市下水道事業会計予算についてでございます。

これまでの本巢市公共下水道事業につきまして、令和2年4月1日より公営企業会計に移行しますことから、本予算を定めるものでございます。

収益的収入及び支出につきましては、収入・支出それぞれ3億9,500万円となっております。

また、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入は1億2,339万4,000円となっております。



て、資本的支出は1億5,677万3,000円となっております。

以上、議案第29号から第31号までの3議案の詳細につきましては、後日開催されます予算決算委員会等で上下水道部長から詳細を御説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

以上、今議会に提出いたしました全議案につきまして御説明を申し上げましたけれども、この後もよろしく御審議いただきまして、適切な御決定を頂きますようよろしくお願いを申し上げまして、提案説明を終わらせていただきます。ありがとうございます。

---

#### 日程第40 議員派遣について

##### ○議長（鐔本規之君）

日程第40、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第162条の規定により議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

---

#### 散会の宣告

##### ○議長（鐔本規之君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

3月11日水曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでございました。

午前11時39分 散会

